

公開買付開始公告

各 位

平成 19 年 7 月 23 日
山口県山口市佐山 717 番地 1
株式会社ファーストリテイリング
代表取締役会長兼社長 柳井 正

株式会社ファーストリテイリング（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、証券取引法（以下「法」といいます。）による公開買付けを下記により行いますので、お知らせ致します。

記

1. 公開買付けの目的

当社は、現在、株式会社キャビン（以下「対象者」といいます。）の普通株式 20,903,000 株（発行済株式総数の 50.00%）を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者を完全子会社化することを目的として、対象者の全ての発行済株式（当社が既に保有している対象者の株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）の取得を目指した友好的な公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたします。

対象者は、ウィメンズカジュアルのショップとしてスタートし、製造小売業態の先駆けとして自社で企画編集したファッション性の高い婦人服と雑貨を販売する専門店の展開を行っております。婦人服ブランドでは、「ザジ」、「リアルリッシュ」、「イーエーピー」、「アンラシーネ」といったブランドをそれぞれ単独で、またはいくつかのブランドを複合化して、全国に 217 店舗（平成 19 年 5 月 31 日現在）を展開しております。しかしながら、アパレル業界では、生産・販売の両面でのグローバル化（多国籍化）が進むなか、適切に経営環境の変化に対応することは容易ではなく、また近年、対象者が事業を展開する婦人服小売業界、とくに対象者が顧客の中心としている若い女性層では、ライフスタイルの多様化に加え、商品やサービスを厳しく選択する傾向がより一層強まっており、厳しい経営環境が続いております。こうした状況のなか、市場環境の変化にいち早く対応し、今後も更なる成長を継続していく上で、有機的にファーストリテイリンググループの経営資源を活用していく必要があります。

当社と対象者は、平成 18 年 4 月 21 日に当社が対象者の普通株式を 11,547,000 株（当時の発行済株式総数の 25.70%）取得し、その後平成 18 年 7 月 24 日から平成 18 年 8 月 17 日までを買付期間とする公開買付けにより対象者を連結子会社化し、平成 18 年 10 月 4 日に包括的な業務提携に関する合意書を締結するなど、資本関係の強化に加え、生産、出店、人材育成を通じた経営体制の強化を進めてまいりました。

しかしながら、昨今の経営環境を踏まえますと、多様化する顧客のライフスタイルへのきめ細かな対応や、提案力のある商品とサービスの安定的な提供など対処すべき課題は多く、これらの課題に迅速に対処するために、当社及び関係会社を含めたファーストリテイリンググループの協力体制の強化を目的としたダイナミックな事業体制の再構築が必要と判断しました。連結子会社化以降この 1 年間での取り組みを通じて、対象者の抱えている課題や保有している経営資源についての理解を明確にし、また協力関係を通じて相互の理解も十分に深まったことから、当社としましては、事業体制の再構築に向けて対象者を当社の完全子会社とすることにより、柔軟かつ機動的な経営戦略や施策等を迅速に遂行するための体制を整え、ファーストリテイリンググループのコミットメントをより明確にした事業体制への転換を図りたいと考えております。これにより、対象者の業態開発や店舗開発に向けた投資及び改革を従来以上のスピードで実行し、対象者をファーストリテイリンググループのコア事業の一つである婦人向け衣料事業に関する中核会社として、より高い競争力や収益力を追求する事業体に発展させることで、新しい婦人服チェーンの創造をより一層加速していくことを計画しています。また、対象者がより高い収益力を持つ事業体へと発展することはファーストリテイリンググループ全体の更なる企業価値の向上に大きく貢献するものと考えております。

当社は、上記の通り対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続き（以下「本完全子会社化手続」といいます。）により対象者を完全子会社化することを予定しております。本公開買付けが成立したにもかかわらず、本公開買付けで対象者の発行する全ての普通株式を取得できなかった場合には、本完全子会社化手続を実施するため、本公開買付け終了後に、対象者において、①対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び③当該株式の取得と引き換えに対象者の別個の対象者株式を交付すること、以上①ないし③を含む付議議案を平成19年11月開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に上程することが予定されています。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本定時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となり、上記②について、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会の決議のほか、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、対象者においては、本定時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することが予定されており、かかる決議が付議されるべき本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるため、平成19年8月31日を基準日と定め、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、平成19年11月開催予定の本種類株主総会における権利を行使することができる株主と定める旨の公告を平成19年7月23日付けで行っております。なお、全部取得条項が付されることが予定されている株式は、本日現在において対象者が発行している全ての株式であることから、基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主全てが、対象者普通株式の種類株主を構成員とする本種類株主総会招集のための基準日設定の公告の対象となります。

本公開買付けが成立した場合には当社は対象者の総議決権の66.70%以上を保有することになる予定であり、上記の本定時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。この場合、対象者の発行する全ての普通株式には全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で対価として交付されるべき別個の対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数を売却すること（対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却金額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得対価として交付する対象者株式の数は本日現在未定ですが、当社が対象者の発行済全株式（自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

上記①ないし③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、①対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び③当該株式の取得と引き換えに対象者の別個の対象者株式を交付するという上記方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合及び公開買付者以外の対象者株主の対象者の株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者以外の対象者の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、算定の時期が異なることから、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

なお、本公開買付け、本完全子会社化手続の実行に関連する税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますよう、お願いいたします。

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）より株式価値算定書（以下「株式価値算定書」といいます。）を取得し、その意見を参考としています。買付価格である1株当たり710円は、かかる野村証券による株式価値算定書及び意見を参考にしつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。更に、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、当社が対象者の普通株式を対象として平成18年7月24日～平成18年8月17日を買付期間として実施した公開買付けの買付価格（740円）、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果も踏まえ、当社が決定したものです。なお、本公開買付けにおける買付価格710円は、平成19年7月19日までの過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における対象者株式の終値の単純平均値543円（小数点以下四捨五入）に対して30.76%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額であり、平成19年7月19日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値の単純平均値532円（小数点以下四捨五入）に対して33.46%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額になります。

対象者は、平成19年7月20日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の経営基盤の強化、事業体制の再構築及び今後の展開に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。かかる賛同決議にあたっては、対象者の取締役会は当社及び対象者とは独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）より対象者の株式価値算定書を取得し、また、買付手続きの適法性や対象者取締役会の現時点での経営判断の当否等に関して外部の法律事務所の助言を得て、それらの内容を参考としております。なお、当社の代表取締役会長兼社長である柳井正は、対象者の代表取締役会長を兼任しており、特別利害関係人であるため、賛同表明にかかる決議には参加していません。また、当社の常務執行役員である大笠直樹は、対象者の社外取締役を兼務しており、賛同表明にかかる決議には参加していません。さらに対象者の監査役は、当社の取締役であるため意見を述べなかつた松下正を除き、いずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。

なお、本公開買付けの終了後に予定している本完全子会社化手続の実施についても、対象者の当該取締役会の賛同を得ております。

当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は流動性等にかかる東京証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、当社は、本公開買付け終了後に、適用ある法令に従い、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には対象者株式は上場廃止になります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができません。

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称 株式会社キャビン

(2) 買付け等を行う株券等の種類 普通株式

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

平成19年7月23日（月曜日）から平成19年8月20日（月曜日）まで（21営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 19 年 8 月 31 日（金曜日）までとなります。

③ 期間延長の確認連絡先

連絡先 株式会社ファーストリテイリング 東京本部
東京都千代田区九段北 1 丁目 13 番 12 号
03 (6272) 0050
取締役 松下 正
確認受付時間 平日 9 時から 18 時まで

(4) 買付け等の価格 普通株式 1 株につき 金 710 円

(5) 買付予定の株券等の数 株式に換算した買付予定数 6,885,000 株
株式に換算した超過予定数 ー 株
株式に換算した買付予定数及び超過予定数の合計 ー 株

- (注 1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」に記載された数（6,885,000 株、以下「買付予定数」といいます。）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。本公開買付けにおいては上限がありませんので、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としています。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります（株券が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。）。
- (注 3) 対象者が保有する自己株式 142,672 株（平成 19 年 2 月 28 日現在）については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。従って本公開買付けで公開買付者が取得する株式の数は、対象者が平成 19 年 5 月 25 日に提出した第 37 期有価証券報告書記載の発行済株式総数 41,803,644 株より対象者が保有する自己株式 142,672 株、及び公開買付者が保有する対象者株式 20,903,000 株を除いた最大 20,757,972 株になります。

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合 16.53%

- (注 1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（6,885,000 株）に係る議決権の数で、6,885 個となります。
- (注 2) 「対象者の総議決権の数」は、対象者が平成 19 年 5 月 25 日に提出した第 37 期有価証券報告書に記載された平成 19 年 2 月 28 日現在の総株主の議決権の数 40,477 個（なお、株式会社証券保管振替機構名義の株式に係る議決権の数 1 個及び株主名簿上は対象者名義となっているものの実質的に対象者が所有していない株式に係る議決権の数 2 個が含まれております。）です。
- (注 3) 本公開買付けにおいては、単元未満株式についても対象としていること等から、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合」の計算においては、「対象者の総議決権の数」に上記有価証券報告書記載の単元未満株式の数 1,184,644 株から本公開買付けを通じて取得する予定がない対象者の単元未満の自己株式 672 株を除いた 1,183,972 株に係る議決権の数 1,183 個を加え「対象者の総株主の総議決権の数」を 41,660 個として計算しております。以下（7）及び（8）において同様です。
- (注 4) 上記の割合については、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下（7）及び（8）において同様です。

(7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

公開買付者 50.18% 特別関係者 0.12% 合計 50.30%

(注) 「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、各特別関係者が所有する株券等（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）に係る所有割合の合計を記載しております。

(8) 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計

公開買付者 66.70% 合計 66.70%

(注 1) 特別関係者の所有株券等（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計」の計算においては、公告日における特別関係者の株券等所有割合を加算しておりません。

(注 2) 応募株券等の総数が買付予定数（6,885,000 株）以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行いますので、

「買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計」は最大で100.00%となる可能性があります。

(9) 応募の方法及び場所

- ① 公開買付代理人 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
- ② 公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、株券等を添えて、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際にはご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)
- ③ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の証券会社を経由した応募の受付は行われません。
- ④ 株券等が公開買付代理人(又は公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構)により保管されている場合、当該株券等については「公開買付応募申込書」の提出のみで応募を行うことができます。保管されている株券等について預り証が発行されている場合、その預り証もご提出ください。
- ⑤ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。
- ⑥ 居住者である個人株主の場合、買付けられた株券に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)
- ⑦ 応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。
- ⑧ 応募株券等の全部の買付けが行われなかった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。ただし、応募の際提出された株券の中に1単位(1,000株)以外の株数の株券が含まれる場合、返還される株券の名義が提出された株券の名義と異なることがあります。買付けが行われなかったことにより返還される株券について、提出した株券と同一名義の株券の返還を希望される株主は、応募株券の全てについて1単位の株券を提出してください。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設される場合、次のいずれかの本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

- 個人 <発行から6ヶ月以内の原本>
住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書
<有効期限内の原本>
健康保険証(各種) 運転免許証
住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)
福祉手帳(各種) 外国人登録証明書 旅券(パスポート)
国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの)
※本人確認書類は、有効期限内である必要があります。
※本人確認書類は、以下の2点を確認できる必要があります。
①本人確認書類そのものの有効期限 ②申込書に記載された住所・氏名・生年月日
※郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらかじめ原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。
- 法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等
※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地
法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。
- 外国人株主 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式の譲渡には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(10) 買付け等の決済をする証券会社の名称

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(11) 決済の開始日 平成 19 年 8 月 27 日（月曜日）

（注）法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成19年9月7日（金曜日）となります。

(12) 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(13) 株券等の返還方法

下記「(14) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、応募株主等への交付もしくは応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人（もしくは公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構）により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(14) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数（6,885,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数（6,885,000 株）以上の場合は、全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令（以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下、「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

(1) 対象者の取締役会の賛同表明について

対象者は、平成19年7月20日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けに賛同の意を表明する決議をしております。

(2) 公開買付けの実施を決定するに至った経緯

対象者は、ウィメンズカジュアルのショップとしてスタートし、製造小売業態の先駆けとして自社で企画編集したファッション性の高い婦人服と雑貨を販売する専門店の展開を行っております。婦人服ブランドでは、「ザジ」、「リアルリッシュ」、「イーエーピー」、「アンラシーネ」といったブランドをそれぞれ単独で、またはいくつかのブランドを複合化して、全国に217店舗（平成19年5月31日現在）を展開しております。しかしながら、アパレル業界では、生産・販売の両面でのグローバル化（多国籍化）が進むなか、適切に経営環境の変化に対応することは容易ではなく、また近年、対象者が事業を展開する婦人服小売業界、とくに対象者が顧客の中心としている若い女性層では、ライフスタイルの多様化に加え、商品やサービスを厳しく選択する傾向がより一層強まっており、厳しい経営環境が続いております。こうした状況のなか、市場環境の変化にいち早く対応し、今後も更なる成長を継続していく上で、有機的にファーストリテイリンググループの経営資源を活用していく必要があります。

当社と対象者は、平成18年4月21日に当社が対象者の普通株式を11,547,000株（当時の発行済株式総数の25.70%）取得し、その後平成18年7月24日から平成18年8月17日までを買付期間とする公開買付けにより対象者を連結子会社化し、平成18年10月4日に包括的な業務提携に関する合意書を締結するなど、資本関係の強化に加え、生産、出店、人材育成を通じた経営体制の強化を進めてまいりました。しかしながら、昨今の経営環境を踏まえすと、多様化する顧客のライフスタイルへのきめ細かな対応や、提案力のある商品とサービスの安定的な提供など対処すべき課題は多く、これらの課題に迅速に対処するためには、当社及び関係会社を含めたファーストリテイリンググループの協力体制の強化を目的としたダイナミックな事業体制の再構築が必要と判断しました。連結子会社化以降この1年間での取り組みを通じて、対象者の抱えている課題や保有している経営資源についての理解を明確にし、また協力関係を通じて相互の理解も十分に深まったことから、当社は、平成19年3月頃から、対象者を取り巻く昨今の経営環境や経営上の課題、将来の可能性についての検討を始め、平成19年4月以降、対象者と具体的に協議を行ってまいりました。当社としましては、事業体制の再構築に向けて対象者を当社の完全子会社とすることにより、柔軟かつ機動的な経営戦略や施策等を迅速に遂行するための体制を整え、ファーストリテイリンググループのコミットメントをより明確にした事業体制への転換を図ること

が最善であると判断しました。

今後、当社は対象者の業態開発や店舗開発に向けた投資及び改革を従来以上のスピードで実行し、対象者をファーストリテイリンググループのコア事業の一つである婦人向け衣料事業に関する中核会社として、より高い競争力や収益力を追求する事業体に発展させることで、新しい婦人服チェーンの創造をより一層加速していくことを計画しています。また、対象者をより高い収益力を持つ事業体へと発展させることにより、ファーストリテイリンググループ全体の更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

(3) 利益相反措置の内容

対象者は、公開買付者である当社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。）に該当することから、利益相反回避の観点から、当社及び対象者は、それぞれ別個に当社及び対象者とは独立した第三者算定機関より、対象者の株式価値算定書を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断に当たりこれを参考にしています。

加えて、対象者は、買付手続きの適法性や対象者取締役会の現時点での経営判断の当否等に関して外部の法律事務所の助言を得ながら、その内容を参考にし、平成19年7月20日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の経営基盤の強化、事業体制の再構築及び今後の展開に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の決議をしています。

なお、当社の代表取締役会長兼社長である柳井正は、対象者の代表取締役会長を兼任しており、特別利害関係人であるため、賛同表明にかかる決議には参加していません。また、当社の常務執行役員である大笈直樹は、対象者の社外取締役を兼務しており、賛同表明にかかる決議には参加していません。さらに対象者の監査役は、当社の取締役であるため意見を述べなかつた松下正を除き、いずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べています。

(4) 当社による対象者の完全子会社化

当社は、本完全子会社化手続により対象者を完全子会社化することを予定しております。なお、その詳細については、「1. 公開買付けの目的」に記載のとおりであります。

(5) 当社と対象者との業務提携について

当社は、対象者と平成18年10月4日付で合意書を締結しております。当該合意書は、当社による対象者への経営参加および人事交流を通じ、対象者の事業の拡大、収益力の向上および価値の最大化という共通の目的達成を図るための両者間の協力関係を定めることを目的とした包括的な業務提携に関する契約であります。

4. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ファーストリテイリング 東京本部
(東京都千代田区九段北1丁目13番12号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5. 公開買付者である会社の目的、事業の内容及び資本金の額

(1) 会社の目的

1. 次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理すること
 - (1) 衣料品及び衣料雑貨品の輸入、企画、製造及び販売
 - (2) 装飾品の輸入、企画、製造及び販売

- (3) 靴、靴用品及び鞆の輸出入、企画、製造及び販売
 - (4) 化粧品、スキンケア製品、及びヘアケア製品の販売
 - (5) コンパクトディスク等の情報記録物の企画及び販売
 - (6) ゴルフ練習場の経営
 - (7) ゴルフ用品の販売
 - (8) 飲食店の経営
 - (9) 広告・宣伝の情報媒体の企画及び売買
 - (10) コンピューターシステムの運用支援
 - (11) 関連会社に対する経営指導のための企業管理、経営受託
 - (12) 関連会社に対する貸付、保証及び投資
 - (13) 損害保険代理業
 - (14) 不動産賃貸及び管理業
 - (15) 企業研修施設の経営
 - (16) 前各号に附帯する一切の事業
2. コンピューターソフトウェア及びコンピューターネットワークシステムの利用許諾
 3. コンピューター並びに関連機器の賃貸及び導入指導
 4. 知的財産権（特許権、商標権、実用新案権、意匠権、著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理
 5. 関連会社に対する経営指導のための企業管理、経営受託
 6. 関連会社に対する貸付、保証及び投資
 7. 損害保険代理業
 8. 不動産賃貸及び管理業
 9. 前各号に附帯する一切の事業

(2) 事業の内容

当グループは、株式会社ファーストリテイリング（当社）、連結子会社21社、非連結子会社2社、持分法適用関連会社2社、持分法非適用関連会社1社及び関連当事者1社により構成され、主に衣料品関連事業を営んでおります。

当グループの事業に係る位置付け及び事業部門との関連は、次のとおりであります。

事業区分	会社名
持株会社	(株)ファーストリテイリング（当社）
ユニクロ事業	(株)ユニクロ（連結子会社）
	UNIQLO(U. K.)LTD.（連結子会社）
	迅銷（江蘇）服飾有限公司（連結子会社）
	迅銷（中国）商貿有限公司（連結子会社）
	FAST RETAILING(U. K)LTD（非連結子会社）
	UNIQLO USA, Inc.（連結子会社）
	FRL Korea Co., LTD.（連結子会社）
	UNIQLO Design Studio, New York, Inc.（非連結子会社）
	UNIQLO HONG KONG, LIMITED（連結子会社）
	(株)マエダ商事（関連当事者）
衣料品関連事業	(株)グローバルリテイリング（連結子会社）
	(株)グローバルインベストメント（連結子会社）
	(株)ワンズーン（連結子会社）
	FR FRANCE S. A. S.（連結子会社）
	UNIQLO FRANCE S. A. S.（連結子会社）
	NELSON FINANCES S. A. S.（連結子会社）

	アスペジ・ジャパン(株) (連結子会社)
	PETIT VEHICULE S. A. S. (連結子会社)
	コントワー・デ・コトニエ ジャパン(株) (連結子会社)
	(株)ジーユー (連結子会社)
	(株)キャビン その他連結子会社3社 (連結子会社)
	(株)リンク・セオリー・ホールディングス (持分法適用関連会社)
	(株)ビューカンパニー (持分法適用関連会社)
	山東宏利綿針織有限公司 (持分法非適用関連会社)

(注1) ユニクロ事業とは、「ユニクロ」ブランドの国内・海外におけるカジュアル衣料品販売事業であります。

(注2) 衣料品関連事業とは、国内・海外における衣料品の企画、販売及び製造事業等であります。

(3) 資本金の額 10,273,953,170 円 (平成19年7月23日現在)

以 上